

日立市ミニバスケットボールスポーツ少年団連絡協議会規約

第1章 総 則

- 第1条（名称） この団体は、日立市ミニバスケットボールスポーツ少年団連絡協議会（以下[連絡協議会]）と称す。
- 第2条（事務所） 連絡協議会の事務所は、代表者の指定する場所に置く。
- 第3条（目的） この連絡協議会は、自主的、組織的なスポーツ活動を通じ、心身の健全な育成、ミニバスケットボールを通じての相互交流と協調精神、文化活動及び奉仕活動を計画的・継続的に行うために、青少年・指導者の資質の向上を図ることを目的とする。
- 第4条（活動） この連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 連絡協議会は「スポーツ少年団規約」に基づき活動する。
 2. ミニバスケットボール大会の主催
 3. 地域における行事等への参加・協力
 4. その他、連絡協議会の目的達成に必要な事業
 - ① 指導者の講習会・研修会の促進等
 - ② 関係団体との連携と交流および協力
 - ③ スポーツ少年団大会等への派遣

第2章 連絡協議会への登録

- 第5条（構成） 連絡協議会は、各スポーツ少年団の団員と指導者で構成する。
- 第6条（登録） 連絡協議会への加入登録は、本連盟の加入費（事務連絡費）を納入し、各スポーツ少年団の任意により登録とする。連絡協議会所定の用紙にてこれを行う。
登録しないスポーツ少年団については、連絡協議会の主催する大会に参加できない。
- 第7条（有効期限） 加入登録有効は、加入の申込みを受けた日からその年度末とし、毎年度これを更新する。
- 第8条（団体の連絡） 日立市スポーツ少年団本部規約第6条第2項および指導者協議会規程第5条において、各種目の代表者を日立市スポーツ少年団本部役員として選出する規則であるため、本団体と代表者を日立市スポーツ少年団本部へ届け出るものとする。

第3章 役 員

- 第9条（役員） 連絡協議会に次の役員を置く。
- (1) 顧 問 1名
 - (2) 代 表 1名
 - (3) 理 事 長 1名
 - (4) 競技・コミッショナー委員長 1名
 - (5) 審判・TO委員長 1名
 - (6) 総務委員長 1名
 - (7) 理 事 各チーム1名
 - (8) 監 事 2名
 - (9) 財務委員長 1名

第10条（役員の選任） 連絡協議会の総会において、代表者、理事長、競技・コミッショナー委員長、審判・TO委員長、財務委員長、総務委員長を選任する。

- (1) 常任理事は、総会で推薦された代表者、理事長、競技・コミッショナー委員長、審判・TO委員長、財務委員長、総務委員長とする。
- (2) 理事は日立市スポーツ少年団に登録した各チームの指導者1名とし、常任理事に就任した場合は、そのチームから後任を補充する事が出来る。
- (3) 監事は常任理事以外のチームの理事の中から総会において選任する

第11条（職務） 連絡協議会は常任理事で構成し、下記の職務を担当する。

- (1) 代表者は、連絡協議会を代表し団務を統轄し、本議会で全ての業務を運営統括する。
- (2) 理事長は、代表者を補佐し、常任理事会を運営統括する。
- (3) 競技・コミッショナー委員長は、大会等の企画・運営、指導者技術向上のため、講習会・研修会、大会のコミッショナーに関する業務等を行う。
- (4) 審判委員長は、審判技術向上のため、講習会・研修会、大会の審判・TOに関する業務等を行う。
- (5) 総務委員長は、各関係団体との事務連絡・運営を担当する。
- (6) 監事は、この連絡協議会の業務及び会計を監査する。
- (7) 常任理事及び理事は、この連絡協議会の業務を議決し執行する。
- (8) 財務委員長は、この連絡協議会の会計を担当する。

第12条（任期） 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (2) 役員は、その任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第13条（顧問） この連絡協議会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、常任理事会の推薦に基づき、代表が委嘱する。
- (2) 顧問は、常任理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

第14条（会議） 会議は総会及び常任理事会とする。

- (1) 総会は、全役員をもって構成し4月少年団本部総会前（3月末）に、代表者が招集する。
- (2) 常任理事会は、代表・理事長・各委員長をもって構成する。
ただし、監事は、常任理事会に出席して意見を述べる事が出来る。
- (3) 会議の議長は代表とする。

第15条（定数） 総会及び常任理事会は役員現在数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、議決を委任したものは出席とみなす。

第16条（議決） 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 総会は、連絡協議会の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要な事項を議決する。
- (2) 常任理事会は、連絡協議会の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要な事項を審議し、当該年度の事業の執行上必要な事項について議決する。

第5章 会 計

第17条（会計） この連絡協議会の会計は、日立市スポーツ少年団本部よりの種目別交流費・種目別運営費、各種大会の参加費、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 種目別運営費については、複合・平行チームにあっては、日立市スポーツ少年団本部への登

録人数を後日確定次第納入するものとする

第18条（会計年度） この連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(1) 年度末の決算報告後、次年度に繰越する。

第6章 その他

第19条（不参加扱い） 連絡協議会が運営する大会を不参加にした場合は、次年度の当該大会の参加資格を失う。
但し、茨城県および県北地区ミニバスケットボール連盟から推薦された招待大会に出場する場合と、連絡協議会が認めた大会に参加する場合はこの限りではない。

(1) チームの事情により大会等に参加できない場合は、常任理事会の承認を得るものとする。

第20条（その他） 登録チームは、各事業の遂行にあたり、積極的な参加と協力体制をとり、青少年育成にふさわしい態度で臨み、トラブル等の未然防止に努める。

(1) トラブル等に関して、その場で解決しえない事項については、常任理事会での審議事項とする。

(2) この規約に定めるもののほか、必要な事項は常任理事会にて協議決定する。

(3) 連絡協議会役員の慶弔はない。（役員への連絡のみ）

附 則

本規約は平成27年4月1日より施行する。

改正1 平成28年4月16日 T O・コミッショナー委員会新設。

改正2 平成29年4月23日 コミッショナー委員会を競技委員会に統合。

T O委員会を審判委員会に統合。

財務委員会を新設。

改正3 平成31年3月21日 第4条4①文言訂正「開催」→「促進」

第6条改定。

第11(4)改定。

改正2の文言訂正。

改正4 令和2年7月11日 第9条(3)理事長を新設。

第10条改定。

第11条(2)追記。

第14条(2)改定。